

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

昭和58年11月に会社を退職後、59年1月ごろA市役所で国民年金の加入手続を行った。その後納付書が送付されてきたので、A市役所かB信用金庫C支店のどちらかで納付した。

申立期間に係る保険料の未納通知とか納付勧奨を受けたことは一度も無い。申立期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと推測される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年6月に払い出されたものと推測されるが、その時点で申立期間は納付が可能な期間である上、A市は「当時、社会保険事務所から預かった過年度保険料に係る国民年金保険料納付書を市の窓口に着置していた。」としており、申立人が申立期間に係る過年度保険料を納付することは容易であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和39年9月にA町（現在は、B市）からB市に転居し、国民年金保険料は、A町では地区集金で納付していたが、B市での集金制度が分からなかったことからしばらくは納付していなかった。その後、地区の人の勧めで婦人会で国民年金保険料を納付するとともに、未納期間分は社会保険事務所にさかのぼって納付しており、申立期間についても、領収書を保管していることから、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除き、国民年金保険料をほぼ完納している。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和45年度印紙検認記録欄を見ると、B市の検認印が押印され、印紙検認台紙は切り離されているが、B市及び社会保険庁の納付記録に反映されておらず、申立人からの期間照会に基づき、平成20年8月に未加入期間から納付済期間に訂正されている状況が認められ、行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金手帳に申立期間に係る領収書を貼付^{ちようふ}しており、領収書には領収印が無いものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、納付がなされていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

昭和54年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、当時は婦人会を経由して納付した。過去に未納となっていた期間の国民年金保険料はまとめて支払ったと思う。自分の性格から、未納期間が無いか気を付けてきたので、申立期間が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である。

申立人は、20歳到達直後に27か月の未加入期間があるものの、それ以後は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦共に国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後の国民年金加入期間（昭和54年9月から同年11月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間）について、いずれも過年度納付を行っていたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年5月9日に払い出されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料について過年度納付することは可能であり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（以下、「A事業所」という。）B支社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和38年4月1日に、A事業所B支社に入社し、C駅でDの仕事に就いたが、39年4月からE町役場（現在は、F市G支所）へ就職が決まったことから、38年12月に同社を退職し、翌年の39年1月から3月までは家業の農林業に従事していたと記憶している。

ところが、ねんきん特別便でA事業所の厚生年金保険の被保険者期間を確認したら、申立期間に係る記録は無く、昭和39年2月の1か月分の記録があるだけだった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは不明で、証拠となるものは何も無いが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA事業所B支社に勤務していたことは、申立期間にC駅に勤務していた元国鉄職員や、申立期間にC駅に勤務し、同支社で厚生年金保険に加入していた複数の同僚の証言から確認できる。

また、申立人と同じ高校の1年先輩で、昭和37年4月ごろにC駅で面接を受けてA事業所B支社に採用され、C駅で同年4月15日から厚生年金保険の被保険者となっていた同僚は、「申立人は、交替でD等の業務に従事してお

り、臨時採用ではなかった。」と証言しており、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までに A 事業所 B 支社に採用され C 駅で申立人と共に勤務していた申立人以外の社員についてはすべて厚生年金保険の加入記録が確認できることから、事業主は、当時、すべての従業員について厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「記憶は定かでないが、1 万円程度の給与の中から 500 円から 600 円ぐらいの金額が控除されていたと思う。」と述べており、申立期間当時、高卒で A 事業所 B 支社に入社した複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額が 1 万円となっており、当該金額から控除される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額がおおむね 560 円であることから、申立内容は信憑性^{しんぴやうせい}が高い。

これらの事実及びこれまで収集した証言等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、当時の同僚の被保険者資格取得時に係る社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所における事業が廃止されている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を出す機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 4 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年9月26日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和21年5月及び同年6月は300円、同年7月から同年12月までの期間は360円、22年1月から同年8月までの期間は600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年5月10日から23年2月20日ごろまで
昭和21年3月にA学校を卒業し、同年5月10日にB株式会社C事業所(現在はB株式会社)に入社し、23年2月20日ごろまで勤務した間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。
同時入社した同僚のDさんの記録は確認できるのになぜ私の記録がないのか納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年5月10日から22年9月25日までの期間については、E社会保険事務所が保管するB株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と生年月日が同じで、姓名のうち一部が相違する者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人及び複数の元同僚の供述から、当該記録は申立人のものであると判断できることから、当該期間については同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、B株式会社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和21年5月及び同年6月は300円、同年7月から同年12月までの期間は360円、22年1月から同年8月までの期間は600円とすることが妥当である。

一方、昭和 22 年 9 月 26 日から 23 年 2 月 20 日までの期間については、申立人は「B 株式会社 C 事業所を退職後、別の事業所に就職するまで期間が空いていたかもしれない。」としており記憶が曖昧である上、B 株式会社には申立期間当時の資料が無いことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できず、元同僚からも当該期間において申立人が勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

また、E 社会保険事務所が保管する B 株式会社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ当該期間について、申立人の氏名は無く健康保険証の記号番号は連番で欠番は見られない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 22 年 9 月 26 日から 23 年 2 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 34 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 30 日から同年 9 月 1 日まで
昭和 30 年 4 月に、株式会社Aに入社し、34 年 8 月末日の給料の締め日まで勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、昭和 34 年 8 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、同年 8 月分の被保険者期間が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aにおいて、申立人の直属の上司であり、同社の役員として経理や社会保険関係の全般について関わっていた元上司は、「申立人は昭和 34 年 8 月末日まで株式会社Aに工員として勤務していたと記憶している。同社では、本人の事情により月の途中で退社するなどの特別な場合を除き、月末まで勤務し、翌月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格喪失とする取り扱いをしていた。申立人についても末日に喪失するような特別な事情は無かったので、通常通り翌月 1 日に喪失させたものと思う。」と供述している。

また、オンライン記録により把握した株式会社Aの厚生年金保険被保険者資格を有する 153 人のうち、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 7 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者 55 人を除く 98 人について調査したところ、翌月 1 日の資格喪失者は 80 人 (81%)、当

月末日の資格喪失者は3人（3%）、その他の日の資格喪失者は15人（15%）となっており、同社では、月末退職が通常であり、また、月末まで勤務していた者は翌月の1日に資格喪失させる取扱いとしていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、昭和34年8月30日の資格喪失時点の申立人の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aの業務、人員を継承している株式会社Bは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日の記録を昭和22年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を390円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年3月31日から23年2月23日まで

昭和20年3月、C町（現在は、D市）E小学校を卒業して同年8月まで海軍工廠^{しょう}で働いた後、しばらく実家にいたが、22年3月末から、小学校の同級生と一緒に、A株式会社B工場に集団就職した。

その際に、世話人や同級生たちと一緒にとった写真の裏面には、私の母親（昭和45年死亡）の筆跡で「昭和22年3月」の日付が書かれている。また、昭和24年に会社を辞めて実家に帰ったとき、三男（昭和22年生まれ）が留守中に誕生していたことを知って驚いたことを覚えている。

随分昔のことなので、同僚の氏名や連絡先も分からないが、昭和22年3月末から同社で働いていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B工場において、厚生年金保険被保険者資格を昭和23年2月24日に取得し、24年1月19日に喪失したものとなっており、申立期間の加入記録が確認できないが、申立人が同社就職時に同期入社と同僚と写った集合写真の裏面には、申立人の母親が書いた「昭和22年3月」の日付があることが確認できる。

また、集合写真に申立人とともに写っている同郷の同僚は「申立人と一緒にA株式会社B工場に就職したことは間違いない。」と証言しており、申立

人の「職場でのメーデーに2回参加した。」との具体的な供述もあることから、申立人は申立期間において、A株式会社B工場に勤務していたものと推認される。

さらに、申立期間前からA株式会社B工場に勤務していた複数の同僚から、「当時、会社では試用期間の扱いは無かった。」との証言が得られ、申立期間当時、A株式会社B工場においては、集団就職をした従業員の厚生年金保険の適用について、いわゆる試用期間としての取扱いは行っていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和22年3月31日に資格取得をしている同僚の標準報酬月額の記録から、標準報酬月額を390円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

私は、A株式会社を平成9年5月31日に退職したが、5月分給与から9年4月及び同年5月の2か月分の厚生年金保険料を控除されていたので、会社に問い合わせしたところ、20年4月30日付けで「申立人は平成9年5月31日退社につき、5月分給与より4月分と5月分の健康保険料(33,620円)と厚生年金保険料(71,134円)を2か月引き去りしたことを証明いたします。」との「社会保険料払込み証明書」が送られてきた。

平成9年5月31日をA株式会社での厚生年金保険被保険者であった期間として認め、同社での資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人に係る退職金計算書、平成9年5月分の給与支給項目集計表、事業主の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同社を同年5月31日に退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により同年5月分の給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給項目集計表において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成9年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、6年4月から9年1月までの期間及び9年8月から17年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から6年3月まで
② 平成6年4月から9年1月まで
③ 平成9年8月から17年11月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付及び免除の事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①は大学生のため両親に依頼して国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってもらっていた。また、申立期間②及び③については、私の健康状態の関係で、両親に依頼して国民年金保険料の免除の申請を行ってもらっていたが、全期間とも国民年金保険料は未納となっており、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付並びに保険料の免除申請に直接関与しておらず、これらを申立人の父親が行ったことが記載された日記やメモ等の写しを提出しているが、その原本は申立て後に処分したとしている上、国民年金保険料の納付や免除申請に直接関与したとする申立人の父親からは、保険料の納付方法や免除申請に関する具体的な供述は得られず、日記やメモ等の信憑性を確認することができない。

また、メモの一部は後年になってから記載したものとみられ、申立期間当時の状況を推定するのが困難な内容である。

さらに、申立期間①については、A市の電算記録によると、申立人の国民年金加入手続は、平成10年5月に同市において初めて行われ、申立人の二

十歳にさかのぼって資格取得させたことがうかがえる上、申立期間①当時、申立人が両親と居住していたA市から住民票を移動させていたB市C区役所は国民年金被保険者名簿に申立人の氏名は確認できないとしており、同市において国民年金保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間②及び③については、申立人は平成 10 年 5 月にA市で国民年金に加入するまで、B市C区、D市、E市、F区及びA市と住所を移転しているが、F区及び各市役所では国民年金被保険者名簿等に申立人の氏名は無いなどとしているとともに、管轄の社会保険事務所は申立人の国民年金への加入記録は見当たらないとしており、申立人に係る国民年金保険料の免除申請はできなかったものと推測される。特にA市における免除申請については、G社会保険事務所に保管されている平成 16 年度及び 17 年度の関係書類を確認したが、申立人に係る書類は見当たらなかった上、当時、申立人は両親と同居しており、当時の両親の年収（平成 14 年度に免除基準が改正された以後については、世帯主であった申立人の父親の年収）を踏まえると、申立人は国民年金保険料の免除に該当しなかったものと考えられる。

このほか、申立人の主張を裏付ける証言を得ることができない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 57 年 7 月までの期間の国民年金保険料は、納付しているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 57 年 7 月まで

申立期間は、建築設計事務所を経営しており、健康保険から国民健康保険に切り替える際に、国民年金の加入手続を行った。所得税の所得控除対象となるため、妻が国民年金保険料を毎月支払っていた。

申立期間の国民年金納付記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、直接国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した際、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったとしているが、当時任意加入被保険者であった申立人の妻は任意加入被保険者から強制適用被保険者に変更すべきところ、社会保険庁のオンライン記録では任意加入被保険者のままとされていることから、当時申立人の国民年金の加入手続を行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号の払出しを昭和 39 年 6 月に A 社会保険事務所において受けているものの、同年 9 月 21 日に国民年金の資格を喪失して以後、未加入のままとされており、その後 63 年 5 月に新たに B 社会保険事務所から国民年金手帳記号番号の払出しを受けて国民年金保険料を納付しているが、申立期間中にこれら以外の国民年金手帳記号番号の払出しを受けた事情は見当たらない。

加えて、申立人は夫婦共に毎月国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人の妻の昭和 57 年 4 月分から同年 7 月分までの国民年金保険料納付記録は未納となっており、夫婦共に国民年金保険料を毎月納付していた

とは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 12 日から同年 5 月 20 日まで

私は、昭和 31 年 2 月 12 日に A 株式会社に入社したが、厚生年金保険の記録は同年 5 月からの加入となっており、3 か月間が抜けている。

給与から社会保険料が控除されていたので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 2 月 12 日から A 株式会社勤務していたことが複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A 株式会社は昭和 33 年 9 月の合併により B 株式会社に社名変更し、45 年 2 月 11 日には厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立内容を確認できる関係書類は無く、事業主及び上司も既に亡くなっていることから当時の状況を確認することができない。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚は、申立期間当時に試用期間があったと証言している上、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得まで 2 年程度の期間を要している者がみられる。

さらに、昭和 31 年 5 月 21 日付けで約 20 人が資格取得をしているが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名を確認することができない。

加えて、雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同日であり、申立期間に雇用保険への加入は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 4 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①はA事業所で奨学生及び従業員として6年間勤務した。また、申立期間②はB株式会社、申立期間③は株式会社C、申立期間④は株式会社D又は株式会社Eにおいて、いずれも教材の販売に従事していた。これらの期間について、厚生年金保険は未加入となっており、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所の所長の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間、同事業所に勤務していたことは確認できるものの、同事業所の所長は、「申立人は、F会（G新聞の販売店主で構成する団体で、厚生年金保険の適用事業所。現在は適用事業所ではなくなり、当時の記録をH会が承継している。）に加入を希望しなかったため、申立人について同会への加入手続はしていない。」と証言している。

また、H会では、「F会が作成していた厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。申立人が同僚としている者でも、当会に加入している者と加入していない者がいる。」との証言をしており、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、B株式会社の当時の支社長は、「申立人が営業にい

たことは覚えているが、業務委任の契約社員であり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立人が同僚としている者は所在が把握できず、当時の状況が聴取できない上、社会保険庁のオンライン記録によれば、同社に係る記録において、申立人及び申立人が同僚としている者の氏名は見当たらず、同社の健康保険整理番号は連番で欠番も見られない。

申立期間③及び④については、該当の事業所はいずれも厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の雇用保険の加入記録も見当たらないことから、申立人が勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が同僚としている者は所在が把握できず、当時の勤務状況等、申立人に係る証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、社会保険庁からの「ねんきん定期便」を受け取ったところ、空いている期間があると記載されていた。

勤務していた株式会社A（現在は、株式会社B）を昭和 54 年 9 月 30 日に退職したが、厚生年金保険の記録上、同年 9 月は厚生年金保険に未加入となっている。これは同社又は社会保険事務所における事務処理の誤りが原因と考えられるので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bが提出した名簿及び雇用保険の加入記録から、株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、当該名簿及び雇用保険の加入記録から見ると、株式会社Aを昭和 54 年 9 月 29 日に退職している上、事業主が申立人に係る同年 9 月分の厚生年金保険料を給与から控除していることを確認できる資料は見当たらない。

また、株式会社Aの担当者は、「当時、9月30日が日曜日であったので、前日を退職日としたものと思われる。また、9月分の保険料は控除されていないと思われる。」と供述しており、社会保険庁のオンライン記録を見ても、申立人の女性の同僚において、休日の前日を退職日とされている者が複数確認できることから、申立期間当時、事業主は、厚生年金保険の資格喪失日を回答のとおり取り扱っていたことが推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月21日から32年4月30日まで

私が、A株式会社に勤務していたとき、株式会社Bに勤務していたCさんからオート三輪自動車の運転手として転職しないかと誘われて同社に運転手として入社し、昭和30年12月21日から32年4月30日まで正社員として勤務し、健康保険証があったと記憶しているので、申立期間に厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年12月21日から31年7月13日までの期間について、株式会社Bのオート三輪自動車の運転手として勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、同僚の供述等から、申立人と同じくオート三輪自動車の運転手として勤務していた者が3人いたことが判明したものの、3人とも厚生年金保険の加入記録はなく、当時、事業主がオート三輪自動車の運転手を厚生年金保険に加入させていなかったことが推測できる。

また、同僚からは、「当時は、厚生年金保険に加入して保険料を納めるよりは、手取りを多い方を選択する傾向があった。」、「入社して数年してから厚生年金に加入している。」などの供述があることから、当時、事業主は入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったこともうかがえる。

さらに、当時の事業主及び事務担当者は死亡しており、当時の状況について確認することができない上、社会保険事務所の記録では、健康保険被保険者整理記号番号は連番で欠番は見当たらないことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

一方、昭和31年7月14日から32年4月30日までの期間については、株式会社Dに勤務していた同僚から、「申立人は株式会社Bではなく、株式会社Dに勤務していた。」との証言があり、申立人も当該期間については株式会社Dに勤務していたことを認めており、当該期間については申立ての事業所において勤務していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。